

社会福祉法人あんなか福社会評議員会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あんなか福社会（以下「法人」という。）定款第12条第2項に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 法人の評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする

- 2 定時評議員会は、毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、3月及び必要がある場合に開催する。

第2章 評議員会の招集の手續等

(招集の手續)

第3条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）
- 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法（以下「法」という。）第45条の9第4項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第4条 評議員会を招集するには、前条第2項の場合を除き、理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面（別紙様式1）でその通知をしなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の通知には、第3条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(招集手續の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手續を経ることなく開催することができる。

(成立)

第6条 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席により成立する。

2 業務執行理事は、監事とともに評議員会の開会に先立ち、出席評議員数及びその議決権数を確認し、成立要件を満たしていることを評議員会に報告しなければならない。

第3章 評議員会の議事

(評議員会の決議事項)

第7条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) 事業計画及び収支予算
 - (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
 - (11) 公益事業に関する重要な事項
 - (12) 解散
 - (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 以下の決議については、議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
- (1) 法第45条の9第7項第1号による監事の解任
 - (2) 法第45条の9第7項第2号による責任の一部免除
 - (3) 前項第5号による定款の変更
 - (4) 前項第12号による解散
 - (5) 法第45条の9第7項第5号による吸収合併契約（新設、消滅、存続）の承認
- 3 第1項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

(議長)

第8条 評議員会の議長は、開催の都度、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(副議長)

第9条 議長は、必要と認めるときは、出席評議員の中から副議長を選任することができる。

2 副議長は、議長を補佐する。

(議事録署名人)

第10条 議長は、議事に先立ち、出席評議員の中から2名を議事録署名人として選任しなければならない。

(定足数)

第11条 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第12条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第13条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事又は当該議題に係る議案の提案者に対しその議題又は当該議題に係る議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事又は当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 評議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることによりこの法人その他の者の権利を侵害することとなる場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

3 法第45条の9第4項の規定により評議員から招集の請求があった場合、法第45条の8第4項の規定により提案等があった場合、議長はその評議員に議題又は議案の説明を求めなければならない。また必要があるときは理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第14条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議長進行動議)

第15条 評議員は、評議員会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、評議員会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかとな

きは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第16条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その評議員会の議長を出席評議員の中から選出する。
- 3 評議員会の議長が、その評議員会において出席評議員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第17条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 6 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(採決結果の宣言)

第18条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(議事録)

第19条 評議員会における議事の経過は、書面（別紙様式2）又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令第2条の15に基づき、次の各号に掲げられた事項を記載しなければならない。
 - (1) 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない監事又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - (4) 次に掲げる規定により、評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

- イ. 監事の選任若しくは解任又は辞任にかかる監事の意見陳述
- ロ. 辞任した監事の辞任した旨及びその理由
- ハ. 監事による監査報告
- ニ. 監事による監事の報酬等に関する意見陳述
- ホ. 評議員会に出席した評議員、理事、又は監事の氏名
- ヘ. 議長の氏名
- ト. 議事録署名人の氏名

3 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とする。

(1) 法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以上「一般法人法」という。）第194条第1項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合、次に掲げる事項

- イ. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ロ. イの事項の提案をした者の氏名
- ハ. 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ニ. 議事録署名人の氏名

(2) 法第45条の9第10項において準用する一般法人法第195条の規定により評議員会への報告があったものとみなされた場合、次に掲げる事項

- イ. 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ロ. 評議員会への報告があったものとみなされた日
- ハ. 議事録署名人の氏名

(議事録の配布)

第20条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配付して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第21条 評議員会の事務局事務は、事務長がこれを行う。

第5章 雑則

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。